

# 重要事項説明書

社会福祉法人 江寿会

指定地域密着型介護老人福祉施設 サンホーム江上

## 「指定地域密着型介護老人福祉施設 サンホーム江上」重要事項説明

当施設は介護保険の指定を受けています。  
(佐世保市指定 第4290201013号)

当施設は契約者に対して指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護を提供します。施設の概要や提供されるサービスの内容、契約上ご注意いただきたいことを次の通り説明します。

### 1 法人の概要

法人の名称	社会福祉法人 江寿会
所在地	佐世保市江上町 4847 番 6
代表者	石本 富美
電話番号	0956-58-3707
運営事業所	<ul style="list-style-type: none"><li>・介護老人福祉施設(50床)</li><li>・短期入所生活介護事業(介護予防短期入所生活介護事業)</li><li>・通所介護事業(第1号通所事業)</li><li>・認知症対応型共同生活介護事業 (介護予防認知症対応型共同生活介護事業)</li><li>・居宅介護支援事業</li><li>・地域密着型介護老人福祉施設(15床)</li><li>・認知症対応型通所介護事業(介護予防認知症対応型通所介護事業)</li></ul>

### 2 事業所の概要

事業所	指定地域密着型介護老人福祉施設 サンホーム江上
所在地	佐世保市江上町 4847 番 6
管理者	吉田 勝彦
電話番号	0956-58-3707
開設年月日	平成 18 年 4 月 1 日
入居定員	15 名(個室)
施設の目的	入居前の居宅における生活と入居後の生活が連続したものになるように配慮しながら、利用者が相互に社会的関係を築き、自律的な日常生活を営むことを支援する。
運営方針	笑顔・共感・団結を基本理念とする。 <ul style="list-style-type: none"><li>・入居者本位のサービスを実現する。 お一人おひとりが施設という限られた集団生活スペースの中で、できる限り在宅生活に近づけ自分らしい日常生活を送ることができるよう支援する。</li><li>・人間としての尊厳・命を守る。</li><li>・安定した運営を実行する。</li></ul>

### 3 設備の概要

居室・整備の種類	室数	備考
1人部屋	15室	個室
共同生活室	2室	
浴室	1室	個人浴槽
カンファレンス室 相談室 セミパブリックスペース	1室	

### 4 職員の配置状況

職種	人数
1. 管理者	1名(兼務)
2. 事務職員	2名以上(兼務)
3. 生活相談員	1名(兼務)
4. 介護員	Aユニット 5名以上 Bユニット 5名以上
5. 看護職員	1名以上(兼務)
6. 管理栄養士	1名(兼務)
7. 機能訓練指導員	1名(兼務)
8. 介護支援専門員	1名(兼務)
9. 医師	嘱託医師1名
10. その他、臨時職員	必要に応じ

### 5 勤務体制

職種	勤務体制	
1 医師(嘱託医)	毎週木曜日 13:30~16:00 往診	
2 介護支援専門員	C勤	8:00~17:00
3 生活相談員	C勤	8:00~17:00
4 介護職員	A勤	7:00~16:00
	D勤	8:30~17:30
	G勤	10:00~19:00
	L勤	12:30~21:30
	M勤	13:00~22:00
	深夜	21:55~7:05
5 看護職員	D勤	8:30~17:30
6 機能訓練指導員	B勤	7:30~16:30
	C勤	8:00~17:00
	D勤	8:30~17:30
	E勤	9:00~18:00
7 管理栄養士	C勤	8:00~17:00

## 6 サービス内容

(介護保険の対象となるサービス)

食事	<ul style="list-style-type: none"> <li>管理栄養士の立てる献立により、栄養並びに契約者の身体の状態および嗜好を考慮した食事を提供します。</li> </ul> 朝食:8:00 昼食:12:00 夕食:17:30 おやつ:15:00
入浴	<ul style="list-style-type: none"> <li>入浴又は清拭を週2回以上行います。</li> <li>寝たきりの状態でも特殊浴槽を使用して入浴することができます。</li> </ul>
排泄	<ul style="list-style-type: none"> <li>契約者の身体能力に応じた援助を行います。</li> </ul>
機能訓練	<ul style="list-style-type: none"> <li>在宅復帰を想定し、日常生活を営むために必要な機能訓練・レクリエーション等を行います。</li> </ul>
健康管理	<ul style="list-style-type: none"> <li>嘱託医師や看護職員が、健康管理、内服管理・調整、必要に応じて医療処置を行います。週一回の回診時に健康相談サービスも受けられます。年一回健康診断を行います。</li> </ul>
地域密着型サービス計画作成	<ul style="list-style-type: none"> <li>専任の介護支援専門員が、契約者の心身の状況及び生活に対する意向等をふまえて地域密着型サービス計画を作成し、個人毎に実施・評価を行います。</li> <li>地域密着型サービス計画は、その内容を契約者及び家族に説明し同意を得たうえで決定し、作成・変更を行った際には、契約者及び家族に対して書面を交付します。</li> </ul>
生活相談	<ul style="list-style-type: none"> <li>生活相談員により、皆様の生活に関する相談、要望等を聞き、適切な対応を致します。</li> </ul>

※生活介護全般において、異性介助となる場合があります。

(介護保険の対象とならないサービス内容・利用料金)

郵便物郵送に要する費用	契約者宛てに施設に届いた郵便物をご自宅へ郵送する際の費用、個別に行政等へ必要な申請・書類の提出にかかる郵送代金をいただきます。 定形 110 円～ 定形外 140 円～
レクリエーションクラブ活動	契約者の希望により実施するレクリエーションやクラブ活動等(工作、書道、生け花等)にかかる材料代等の実費をいただきます
理髪・美容	理・美容師の出張等により理髪・美容サービスをご利用いただけます。～利用料金:実費
身の回り品の費用	契約者の日常生活に要する費用で、契約者に負担いただくことが適当であるものにかかる費用を負担いただきます。 おむつ代は介護保険給付対象となっておりますのでご負担の必要はありません。
食事の費用	料金表参照 欠食があっても、1日の設定額でのご請求となります。 契約者の希望に基づいて特別な食事に要する費用は実費負担となります。
居住費	料金表参照
個人専用家電製品電気代	一月の料金(利用日数に関わらず一月の料金としていただきます) テレビ…200 円、ラジカセ…100 円、冷蔵庫…1,200 円 加湿器…400 円、電気毛布…600 円、空気清浄機…700 円

	携帯電話充電器…50 円	
預かり金の出納管理の費用	現金管理（小口現金）	1 日 24 円
	預金通帳・定期預金	1 月 360 円
	現金・預金明細書郵送事務手数料	1 回 150 円
	※別紙:預り金管理について参照	
複写物の交付	契約者及び家族は、サービス提供の記録をいつでも閲覧できますが、複写物を必要とする場合には、実費をご負担いただきます。 コピー代 1 枚 10 円                      カラーコピー代 1 枚 40 円	
契約者の希望で実施する外出・外食等	契約者が希望され行う個別の外出支援については、外食にかかる代金、有料道路代金など発生する場合はその料金を実費負担いただきます。 また、医療機関の受診で長距離の移動が身体的負担になることを考慮(希望)して利用する有料道路代金についても同様とします。	

## 7 利用料金・支払い方法

- ① サービスにかかる利用料金は別紙[利用料金表]のとおりです。  
 ※<sup>1</sup>食事代は、当日の提供回数に関わらず日額で請求いたします。  
 ※<sup>2</sup>国の基準により変更される場合があります。また、当法人の体制や契約者の要介護度の変更など加算条件により、利用料金の変動があります。
- ② その他個別にかかる料金(電化製品等)に関して、契約者及びご家族の希望による持ち込みが可能です。利用の際は契約者ごとに実費徴収となります。
- ③ 利用終了の翌月 10 日に請求致します。請求月末までに以下のいずれかの方法でお支払い下さい。※お支払いにかかる手数料はご契約者負担となります。

ア. 現金支払

イ. 下記指定口座への振り込み

ウ. 自動口座引落

十八親和銀行 卸本町支店 (普) 1203187 特別養護老人ホーム サンホーム江上 施設長 吉田 勝彦
---

## 8 嘱託医師・協力医療機関

(嘱託医師)

医療機関の名称	松本脳神経外科医院
医師の氏名	松本 隆司
所在地	長崎県佐世保市広田1丁目10番7号
電話番号	0956-39-1157

(協力医療機関)

三川内病院	佐世保市三川内本町290	0956-30-8011
長崎セント・ノーヴァ病院	西海市西彼町伊ノ浦郷 127 番地	0959-28-1185
岡本歯科診療所	佐世保市三川内本町 138-3	0956-30-8758

※他の医療機関受診となる場合もあります。

## 9 施設利用の留意事項

当施設のご利用にあたって、施設に入所されている利用者の共同生活の場としての快適性、安全性を確保するため、下記の事項をお守り下さい。

- ① 居室及び共用施設、敷地をその本来の用途に従って利用して下さい。
- ② 故意に、又はわずかな注意を払えば避けられたにもかかわらず、施設、設備を壊したり、汚したりした場合には、契約者の自己負担により原状に復していただくか、又は相当の代価をお支払いいただく場合があります。
- ③ 契約者に対するサービスの実施及び安全衛生等の管理上の必要があると認められる場合には、契約者の居室内に立ち入り、必要な措置を取ることができるものとします。
- ④ 当施設の職員や他の利用者に対し、迷惑を及ぼすような宗教活動、政治活動、営利活動を行うことはできません。
- ⑤ 施設内は原則禁煙となっております。

## 10 契約の終了について

次の事項に該当する場合には、契約を終了し退所していただきます。

### 契約者からの契約解除

- ① 介護保険給付サービス等の内容また利用料金に同意できない場合
- ② 事業者が正当な理由なく本契約に定める介護サービスを実施しない場合
- ③ 事業者が故意または過失により利用者の身体、財物、信用等を傷つけ、本契約に継続しがたい重大な事情が認められる場合

退所を希望される場合は、退所する7日間前までに解約届出書をご提出下さい。

### 事業者からの契約解除

- ① 要介護認定により、自立または要介護3未満と判定された場合
- ② 長期入院が見込まれる場合(1ヵ月を目途にご相談させていただきます)
- ③ 常時医療処置が必要となり介護施設での生活が困難となった場合
- ④ 契約者が故意または重大な過失により事業者またはサービス従事者もしくは他の利用者等の生命、身体、財物、信用等を傷つけ、または著しい不信行為を行うことによって本契約を継続しがたい事情を生じさせた場合
- ⑤ 地域密着型サービスまたは医療機関における医療の実施において必要な同意やお願いに協力を得られない場合
- ⑥ サービス利用料金の支払いが3ヶ月遅延した場合(2ヶ月遅延した時点でご家族との話し合いをもたせていただきます。それでも遅延が生じたり、対応していただけない場合)
- ⑦ 契約締結時にその心身の状況及び病歴また重要事項についてこれを告げず、または不実の告知を行い、その結果本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合

## 11 入院・外泊時の利用料について

- ① 入院(外泊)期間のうち、入院(外泊)した翌日から 6 日間については、所定の利用料金【1 日につき 2,460 単位(うち、負担割合に応じた自己負担分)】をご負担いただきます。7 日目以降は発生致しませんが、入院後 6 日以内に月をまたぐ場合は、翌月 6 日目まで発生いたします。
- ② 居住費は入院(外泊)期間中も発生します。①の期間中は介護保険負担限度額が適用された居住費を、それ以降は基準の金額(利用料金参照)で請求させていただきます。  
※生活保護を受給中の場合でも実費が発生します。

## 12 緊急時等における対応方法

契約者の病状に急変が生じた時は、速やかに主治医に連絡する等の措置を講ずるとともに管理者及びその家族に報告します。その他、緊急事態が生じた場合においても同様です。(詳細については別紙「緊急時対応マニュアル」を参照ください)

## 13 事故発生時における対応

事故が発生した場合には、速やかに管理者へ連絡する。管理者は事故の内容を把握し、ご家族、保険者、最寄りの警察等へ連絡を行います。

## 14 看取り介護体制について

当施設は、終末期を迎えられた方で施設看取りをご希望の場合、看取り介護を行う体制を整備しております。別紙[特別養護老人ホームサンホーム江上看取り介護指針]のとおりです。

## 15 雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保

当施設は、適切なサービスの提供を確保する観点から、男女雇用機会均等法等に定めるハラスメント対策に関する事業者の責務をふまえて、サービス従事者の就業環境が害されることを防止するための方針を明確化する等のハラスメント対策に取り組めます。また事業者はハラスメント対策に取り組むためにも、次に掲げる措置を講じるよう努めます。

- ① ハラスメント対策に取り組むための委員会を定期的開催し、その結果について事業所内で周知徹底を図ります。
- ② ハラスメントについての相談窓口を設置し、受けた相談は迅速に解決します。  
(窓口責任者は管理者)
- ③ 当施設におけるハラスメント対策のための指針を整備します。
- ④ サービス従事者に対し、ハラスメント対策のための研修を定期的実施します。

## 16 個人情報の利用について

事業者から、医療機関、他の指定介護老人福祉施設、老人保健施設、認知症対応型共同生活事業所及び居宅支援事業所等を利用（入院・入所）するにあたって、前記する医療機関・事業所等から契約者個人及び家族の状況等の情報を求められた場合、または当事業所でのサービス担当者会議等で必要とされる場合に、下記の内容を提供させていただきます。

- ① 介護状況に関する情報
- ② 施設サービス計画書
- ③ 介護保険被保険者証更新認定に関わること
- ④ 看護サマリー（医療の状況）
- ⑤ 契約者本人の状況
- ⑥ ご家族の状況（主介護者など）
- ⑦ 身元引受人の状況
- ⑧ 救急搬送時の情報提供書
- ⑨ その他必要な書類

重要事項説明書の同意をもって、個人情報についての同意を兼ねさせていただきます。

<その他、下記の個人情報について>

- ・介護相談員の相談活動を受けること ( 可 ・ 否 )
- ・法人ホームページ、SNS 等への掲載 ( 写真 ・ 氏名 ・ 否 )
- ・広報誌への掲載 ( 写真 ・ 氏名 ・ 否 )
- ・事業所内の掲示物への掲載 ( 写真 ・ 氏名 ・ 否 )
- ・実習生の受け入れ ( 可 ・ 否 )
- ・ボランティアの受け入れ ( 可 ・ 否 )

## 16 損害賠償について

当施設において、事業者の責任により契約者に生じた損害については、事業者は速やかにその損害を賠償いたします。守秘義務に違反した場合も同様とします。ただし、その損害の発生について、契約者に故意又は過失が認められる場合には、契約者の置かれた心身の状況を斟酌して相当と認められる時に限り、事業者の損害賠償責任を減じる場合があります。

## 17 非常災害対策について

防災時は、防災組織と役割分担に沿って適切な対応を行います。

防災設備	自動火災報知設備	スプリンクラー設備
	自家発電設備	誘導等 蓄電池設備
	火災通報装置	消火器
防災訓練	昼間・夜間想定通報誘導訓練	夜間通報訓練
	消火訓練	総合訓練

## 18 苦情処理に関する取り扱いについて

施設における苦情やご相談は面談、電話、書面により専用窓口で受け付けます。また第3者委員、その他の公的機関へ直接申し出る事もできます。

苦情解決責任者	吉田 勝彦	施設長
苦情受付担当責任者	岡 智志	生活相談員
苦情受付担当者	全職員	
第3者委員	鶴田 明宏	TEL 0956-23-8201
	植田 光	TEL 0956-82-3570

○受付時間 8:30～17:30

○特別養護老人ホーム サンホーム江上

〒859-3244 佐世保市江上町 4847-6

TEL 0956-58-3707

その他の苦情受付機関

佐世保市役所 長寿社会課 介護 保険係	所在地 佐世保市高砂町5番1号 電話番号 0956-24-1111
長崎県国保連合会 介護サービス 苦情申し立て等相談窓口	所在地 長崎市今博多町8番地2 電話番号 095-826-1599
長崎県社会福祉協議会	所在地 長崎市茂里町3番24号 電話番号 095-842-6410

以上、指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の提供の開始に際し、  
本書面に基づき重要事項の説明を行いました。

社会福祉法人 江寿会 地域密着型介護老人福祉施設 サンホーム江上

説明者職名 氏名 \_\_\_\_\_

氏名 \_\_\_\_\_

私は、本書面に基づいて事業者から重要事項の説明を受け、指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の提供開始に同意しました。

令和 年 月 日

契約者 住所 \_\_\_\_\_

氏名 \_\_\_\_\_

代理人 住所 \_\_\_\_\_

氏名 \_\_\_\_\_